



東京都子どもを虐待から守る条例ができました。子どもも大人もLINEで相談できるカードが配布されました。

「先生、どうにかありませんか？」 親からの虐待を受けた10歳の女の子の悲痛な叫びに応えられず、尊い命が奪われた事件。身近なところでも乳幼児の遺棄事件、虐待が原因で長期入院を強いられる「虐待入院」、いじめや不登校、貧困などが起こっています。子どもをめぐる問題は深刻さを増すばかりです。

その原因のひとつに、「子どもは大人の従属物」とする考え方があります。子どもが生まれながらに持っている権利を認識し理解を深めてはどうでしょうか？

まちぐるみで支える 子どもたちの育ち

子どもの権利条約を知っていますか

国連採択30年
でも一向に進まない

子どもの基本的な人権を保障する「子どもの権利条約※」が国際基準で認められています。特別な保護や配慮が必要な18歳未満の子どもを権利主体と位置づけ、ひとりの人間として人権を認め、「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」4つの権利を定めています。日本は批准して25年ですが、今年2月に国連の子どもたちの権利委員会により受けた勧告は多岐にわたり、理想には程遠い現状が世界に示されています。

動く地方自治体

子どもの権利保障をはかる総合的な条例を制定する自治体は全国で約47、子ども施策の展開や生活圏レベルでの子どもたちの権利の定着が進んでいます。東村山市では4年前にようや

子どもは、より良い環境で育ち育てられることを願っています。
(小金井市 子どもの権利に関する条例【子どもの願い】より～)



こがねい子ども遊パークの活動の様子

く設置されたスクールソーシャルワーカーですが、小金井市ではそれより5年も早い2010年に設置されています。その前に制定された子どもの権利に関する条例の効果です。児童館の合同企画イベントには子ども会議、ごみ減量ワークショップの小中学生版開催など、子ども参加も進んでいます。そして現在、条例の推進計画や検証委員会の設置を進めるところまでできています。

東村山市にも子ども条例を

条例があることで、子どもに関わる部門の庁内体制を再編、関係機関との情報共有、子ども

施策の推進体制が整備されます。子どもの権利を生活のベールに取り入れることで、子どもの生活環境が向上、自己肯定感を持つとともに他者の権利にも気づききっかけになります。

子どもが暮らしやすいまちは、だれもが暮らしやすいまち。生活者ネットワークでは、東村山らしい「子ども条例」制定への働きかけを始めます。学習会や先行事例の視察などの活動に参加しませんか？

※(正式名称「児童の権利に関する条例」)

東村山・生活者ネットワーク
活動情報はこちらから



生活をむしばむ
マイクロプラスチック
くらしも体も
石けんであん心・安全
久米川駅でつばめ調査
など

ハテナサロンのお知らせ

「子どもへの
過剰投薬を考える」

日時：9月15日(日)
10:30～12:30

場所：まちの縁がわ本町

申し込み：東村山・生活者
ネットワーク
TEL&FAX 042-392-7677